

令和８年度第１回江別市成年後見制度利用促進協議会議事録（要点筆記）

日 時	令和８年６月１０日（水） 午前１０時２８分から午前１１時３７分まで
場 所	江別市民会館 ２１号
出席委員	小泉 純、新田 雅子、大桃 涼輔、菅 しおり、森田 弘之、支倉 孝幸、 泉 侑李（７名）
欠席委員	なし
事 務 局	健康福祉部長 四條 省人、健康福祉部次長 深見 豪、 介護保険課長 山本 彩子、障がい福祉課長 飯塚 修義、 障がい福祉係長 細川 晃司、地域支援事業担当主査 渡辺 淳一、 高齢福祉係主査 松本 太一、高齢福祉係長 川合 彩、同係主任 松居 早織 （９名）
受 任 者	江別市成年後見支援センター長 佐藤 貴史、同センター次長 川口 圭太、 主任相談支援員 平塚 巧也、相談支援員 杉村 錬、相談支援員 成田 茉樹、 新名 なつみ（６名）
傍 聴 者	なし
議 事	(１) 報告事項 ア 令和７年度中核機関の運営状況について 【資料１】 イ 令和７年度中核機関の受任調整等の状況について 【資料２】 (２) 協議事項 ア 江別市成年後見制度利用促進に係る中核機関の運営方針（案） について 【資料３】 イ 令和８年度中核機関（江別市成年後見支援センター） 運営業務等事業計画書（案）について 【資料４】

議事概要

【１ 開会】

○山本介護保険課長

それでは時間前ではございますが、皆様おそろいですので、始めさせていただきたいと思いま
す。本日はお忙しいところ、お集まりいただき、誠にありがとうございます。はじめに、健康福祉部
長よりご挨拶申し上げます。

【２ 健康福祉部長挨拶】

○四條健康福祉部長 挨拶

【３ 各委員及び事務局・江別市成年後見支援センター職員紹介】

○山本介護保険課長

次に、委員の皆様をご紹介します。

おひとりずつお名前をお呼びいたしますので、委員の皆様から一言ご挨拶をお願いします。

（委員紹介）

以上７名の方々が、本協議会委員の皆様です。

続いて、事務局職員を紹介いたします。

（事務局職員紹介）

本日の事務局職員の出席は以上です。どうぞよろしくお願いいたします。

続いて、江別市成年後見支援センター（以下「センター」という。）の職員を紹介いたします。

（センター職員紹介）

以上です。どうぞよろしくお願いいたします。

続いて、本会議の設置目的についてご説明いたします。

本会議は、中核機関の円滑かつ適正な運営を図るため、委員の皆様から専門的な意見をご提示いただく場であります。

中核機関の運営等について、各委員の立場からご助言をいただきますようお願いいたします。

また、本会議の議事録がありますが、各種審議会などの議事録は、市のホームページ上で公開することとなっており、本会議の議事録においても同様の取扱いとなります。

議事録は発言の趣旨を保った上で事務局において要約し、その後、確認のため皆様に送付させていただき、必要に応じて修正した後に公開いたしますので、ご理解とご協力をお願いいたします。

続いて、本会議の成立についてご報告いたします。

江別市成年後見制度利用促進協議会の組織及び運営に関する要綱の規定により、委員の半数以上の出席がございますので、会議が成立していることを報告いたします。

続いて、本日の資料を確認いたします。

資料については、事前にお送りしている次第及び資料１から４のほか、机上に座席表を配付させていただいております。不足のある方は、事務局までお申し出ください。

以降、次第に従い議事に入りますが、まずは次第４「会長の選出」を行います。会長が選出されるまでは、健康福祉部長が臨時議長となって進めさせていただきますが、よろしいでしょうか。

（異議なし）

【４ 会長の選出及び職務代理者の指名】

○四條健康福祉部長

それでは、臨時議長として次第４「会長の選出」について、進行させていただきます。

会長の選出につきましては、江別市成年後見制度利用促進協議会の組織及び運営に関する要綱第５条第１項により、「委員の互選」となっております。委員の皆様から、推薦などご意見ありましたら、お願いいたします。

○大桃委員

令和８年３月まで、本協議会の委員及び職務代理者を務め、見識に長けた、小泉委員を推薦いたします。

○四條健康福祉部長

大桃委員のご提案といたしまして、小泉委員が会長に適任との案ですが、他にご意見はございませんか。

（なし）

他にご意見がないようですので、小泉委員に会長をお願いすることよろしいでしょうか。

（異議なし）

小泉委員、ご承諾いただけますでしょうか。

（小泉委員 承諾）

それでは要綱に基づき、小泉委員を会長とすることに決定いたしました。小泉委員には会長席に移動していただいた上で、一言ご挨拶をお願いいたします。

○小泉会長 挨拶

○四條健康福祉部長

会長が就任いたしましたので、次第4のうち「職務代理者の指名」から、進行は要綱に従い会長をお願いいたします。

○小泉会長

まず、次第4「職務代理者の指名」について、要綱第5条第3項に基づき、会長の私から指名します。

職務代理者として、新田委員をお願いしたいと思いますが、よろしいでしょうか。
(新田委員 承諾)

【5 議事】

○小泉会長

それでは、次第に基づき順次進めて参ります。

次第5議事(1)報告事項のア「令和7年度中核機関の運営状況について」、事務局から報告を求めます。

○川合高齢福祉係長

1頁の資料1をご覧ください。項目1「相談等の状況」(1)「のべ相談件数」について、令和7年度は1,005件となっており、前年度の824件と比較して、181件増加しております。

各新規相談件数については、(1)「のべ件数」は178件、(2)「実相談件数」は165件、(3)「相談件数(相談内容別)」は301件であり、前年度と比べて全て増加しております。

令和7年度の特徴として、新規件数、継続件数どちらも増加しております。

2頁の相談者内訳にて、詳細をご報告いたします。

続いて、項目2「支援等の状況」(1)「申立ての状況」について、こちらはセンターにおいて、申立て支援に携わった件数です。

令和7年度に、センターから市に申立てを要請した件数は、後見類型が17件となります。

参考として、中核機関以外からの市長申立て要請は、1件となります。

また、家裁への市長申立て件数は、後見類型が16件となります。

次に、本人申立ては、保佐類型が8件、補助類型が3件、親族申立ては、後見類型が9件、辞任選任申立てはありません。

次に、(2)「活動状況」について、センター職員の活動件数は519件、後見支援員の活動件数は211件となります。内訳は3頁に記載しております。

(3)「支援対象者の状況」について、高齢者が12件、障がい者が1件となります。

引き続き2頁をご覧ください。(1)「のべ相談件数(相談者別)」について、①から⑮の項目に分けて計上しております。最も多い項目が①「本人」159件、次に②「親族」144件、⑪「医療機関」141件となります。

令和7年度の傾向としては、関係機関からの相談が増えており、特に⑪「医療機関」や⑨「介護施設等」からの相談が増えております。関係機関からの相談が増えている主な理由としては、昨年度、市長申立て件数が非常に多く、施設との連絡調整が多かったためです。

医療機関からの相談としては、身寄りのない、または支援する方がいない高齢者の案件で、やりとりする機会が増えている状況です。

また、⑮「その他」については、不動産会社や家財処分業者、引っ越し業者、アパートの管理会社、大家さんとのやりとりが多い傾向です。

また住まいの関係として、水道やガス会社などライフライン関係の事業者とのやりとりも増えております。

次に、(2)「相談件数(相談内容別)」について、①「法定後見」が最も多く131件、次に⑦「財産管理」65件、②「任意後見」36件となります。

⑦「財産管理」について、センターへの主な相談理由として、財産管理に関することが増加しております。

引き続き3頁をご覧ください。(1)「申立ての状況」については、先程申し上げましたとおりです。

(2)「活動状況」について、センター職員については、②「財産管理」が260件と最も多く、次いで③「各種契約、手続き等」が167件、⑤「介護・障がい関係者からの相談対応」が40件となっております。

後見支援員については、主に⑥「定期訪問・支援」が、203件となっております。

(3)「支援対象者の状況」は資料のとおりです。

○小泉会長

それでは今の報告について、委員の方から何かご質問等ございますか。

○森田委員

市長申立てについて、令和6年度は7件でしたが、令和7年度は17件と、結構伸びていることに驚いています。

家裁の統計を見ましても、全国的な傾向として、結構市町村申立が増えているようです。

そういった状況の中で、これからご報告があるかと思いますが、社協と市との連携が、うまく図られて、市長申立ての件数増につながっており、すごく良い傾向だと感じました。

○大桃委員

私も市長申立て件数に関して、やはり件数が急激に増えて、事務量もとても増えて大変だったのではないかと思います。元々、市長申立ては時間や手間がかかっているかと思いますが、申立てまで、平均どのくらい期間がかかっているか、大体でかまわないので教えていただければと思います。

○川合高齢福祉係長

最近、市の戸籍担当課で広域交付が可能となりましたので、早くて1ヶ月程度、親族がいらっしゃらない方は、すぐに申立てできる状況です。

親族が多い方だと、市外の自治体から戸籍附票を取り寄せなければならないので、やや時間がかかりますが、親族への意向確認も含めて、2ヶ月程度、遅くても3ヶ月かからない程度になってきました。令和5年頃と比べると、格段に速くなっていると感じています。

○大桃委員

ありがとうございます。1ヶ月から3ヶ月程度は、素晴らしいスピードだと思います。

○森田委員

親族への意向確認は、何親等ですか。

○川合高齢福祉係長

2親等です。

○小泉会長

2頁目(2)「相談件数」の③「日常生活自立支援事業」について、5件とありますが、比較的少ないかなと思いました。何か要因などありましたら教えていただけますか。

○川合高齢福祉係長

当市の特徴として、日常生活自立支援事業（以下「日自」という。）の件数がかなり多く、社協さんにて丁寧に支援をされている実績がありますので、日自の中で、利用者にとって十分な支援ができていのかという印象がありますが、センターから何かありますか。

○平塚主任相談支援員

日自の件数について、こちらは法定後見か、任意後見か、財産管理か、日自を使った方がいいのか、よくわからないという相談に対して、集計しています。

そのため、日自を使いたいという明確な相談の場合、日自の方で相談の集計を取っており、こちらの集計には入れていません。

また、付け加えると、成年後見制度に関する相談は、年間170件程度ですが、日自に関しては、大体月1件もしくは0件という状況です。ただし、ほぼ支援につなげなければならない案件が多いことが特徴かと思います。

○新田委員

基本的な質問になるかと思いますが、この後見支援員の方が、どういう立場でどういう方なのかを、簡単に教えていただければありがたいです。

○平塚主任相談支援員

市民後見人養成講座というものを、大体座学で50時間程度、約7日間に分けて行っています。その講座を受講されて、市民後見人候補者に登録し、後見支援員に登録をいただいた方となります。

江別市では、平成27年、令和2年、そして令和7年の計3回養成講座を行っておりまして、現在登録者は、50名となります。

○新田委員

市民後見人にはなっていないけれども、知識と理解を持ってお手伝いをしている市民の方というイメージでよろしいですか。

○平塚主任相談支援員

はい、社協の法人後見で受任した方の担当を決めて、後見支援員として活動されています。さらにステップアップできるという方は、市民後見人として、個人受任をするということになります。

○森田委員

新しく委員に就任された方には、法人後見や後見支援員の実施要領のようなものを、参考に配付されてはどうかと思いますが、いかがですか。

○平塚主任相談支援員

はい、大丈夫です。

○川合高齢福祉係長

それでは、後日配付いたします。

○菅委員

私は他の委員会などにも出ていますが、気になったことは、相談者別の相談件数について、やはり障がい関係の相談が少ないかなと感じました。障がい者支援センターと障がい者施設が各5件で、障がいのある方たちが、成年後見制度を利用することで、本当にメリットがあるの

かないのかを、考えていらっしゃるのかなと思いました。この件数だと、障がい者施設やそういうところにも、きっとニーズはあるはずなので、もっとPRしていく必要があるかなと感じました。

○川合高齢福祉係長

最近、センターにも障がい者施設の方からの相談が、以前より増えてきており、出前講座の依頼もありますので、そちらで皆さんに情報提供しております。

また、後程ご説明する予定ですが、毎年開催している市民向け講演会について、障がい者の関係機関の皆さんが入っていらっしゃる自立支援協議会という会議体があり、そちらの皆さんにも参加していただけるよう、メールで講演会の情報を提供しております。

徐々にではありますが、障がい者関連の関係機関にも、普及啓発を進めている状況です。

○小泉会長

よろしいでしょうか。引き続き、事務局から報告願います。

○川合高齢福祉係長

4頁から6頁についてご報告いたします。こちらは事前に委員の方から、皆さんにも見ていただいたらどうかと提案していただきましたので、今回参考資料として、情報共有いたします。

まずは、参考資料の4頁をご覧ください。こちらは、成年後見制度利用支援事業の実績となります。本市では、成年後見制度の利用が必要であるにもかかわらず、身近に申立てする親族がいなかったり、申立費用や成年後見人等の報酬負担が困難などの理由で、制度を利用できない方を支援する成年後見制度利用支援事業を実施しております。

本日配付した資料の中に、成年後見制度利用支援事業の実施要綱がございます。この要綱に基づき、市では助成しております。

主な制度の対象者としては、生活保護を受給されている方や、生活保護の基準に準じた方となります。

(1)「報酬助成件数」について、高齢者が令和5年度22件、令和6年度22件、令和7年度18件となります。

障がい者については、令和5年度5件、令和6年度5件、令和7年度8件となります。

高齢者の助成件数については、近年横ばいになっております。ただ、今回の資料には掲載しておりませんが、センターが設置された平成29年当時は、高齢者3件、障がい者1件でしたので、設置してから8年で、ここまで件数が増加していることは、高齢者数が増えていることもありますが、センターが成年後見制度の総合相談窓口として機能しており、申立て支援をしてきたこと、令和4年度から中核機関として地域の関係機関との連携を深めてきた成果なのではないかと思っております。

また、こちらも口頭でのご報告になりますが、高齢者の報酬助成額について、令和5、6年度は260万円前後でしたが、令和7年度は340万円弱まで増えております。

障がい者の報酬助成額も、令和5、6年度は60万円から65万円前後でしたが、令和7年度は142万円となっております。増額要因としては、令和7年度から家裁の報酬額が、身上監護について考慮する傾向にあり、報酬額が上がったことによって、市の助成額もかなり増えてきている状況です。

次に、5頁から6頁をご覧ください。こちらの資料は、江別市高齢者総合計画の策定に関する実態調査報告書というもののから一部抜粋したのになります。

この調査については、先程部長挨拶でも触れておりましたが、今年度、江別市高齢者総合計画の策定を予定しており、その基礎資料とするために、令和8年1月に市民向け、介護施設やサービス事業者向けに行ったアンケート調査の結果となります。

江別市高齢者総合計画の内容については、本協議会とは別に、計画策定の委員会があります

ので、本協議会の審議事項ではありません。そちらを踏まえていただいたうえで、参考資料として、事務局で一部抜粋しご紹介いたします。

5頁が市民アンケートの結果、6頁が介護保険サービス事業者アンケートの結果となります。各数字の下に括弧書きがあり、こちらが3年前の計画策定時に集計したアンケート結果となります。

5頁の市民向け「成年後見制度の認知度」について、3年前と比較し大きな変化はありませんが、第1号被保険者である65歳以上の方は、4割弱が制度の方法や内容まで知っている、名前だけでも知っているという方を含めると約7.5割となっており、3年前より若干増えている状況です。

全体を見ると、制度内容を知っているという方の割合が約3割から4割、名前だけ知っているという方を含めると約6割から7.5割となります。

次に、「江別市成年後見支援センターの認知度」についても調査をしており、65歳以上の方において、センターを知っていて利用したことがある、事業内容も知っている方が1.2割程度と、3年前よりやや増加している状況です。

名前も聞いたことがあるという方を含めると、約4.5割となりこちらもやや増加しております。

全体を見ると、センターの名前や事業内容を知っている方は1割前後、名前を聞いたことがあるという方を含めると、3割から4.5割という状況になります。

一般的に成年後見制度は、判断能力が十分ではない方が全員受けなければならないというわけではなく、身寄りがない、家族の支援が受けられないなどの理由で現在困っている、今後困るかもしれないという方が、まずはご自身で制度を調べている状況かと思えます。

そのため、高齢者全体が十分にこの制度を知っている状況ではないと思いますが、困ったときの相談機関として、センターの認知度が徐々に上がってきている様子がかがえることは、講演会や出前講座など、地道な普及啓発活動の効果が表れてきているのではないかと思います。

引き続き、6頁をご覧ください。こちらが、介護保険サービス事業者向けの調査結果となります。

「成年後見制度の認知度」について、方法や内容まで知っているという事業者が約9割、前回は約8.5割でしたので、やや増加しております。

また、「成年後見支援センターの認知度」については、実際に利用していたり、事業内容まで知っているという事業者は6割となっており、前回4割でしたので、1.5倍に増加しております。

センターの名前を聞いたことがあるという事業者も含めると、8.5割程度で、前回は7.5割でしたので、やや増加傾向にあります。

相談状況でもご報告しましたとおり、関係機関の認知度は上がっていると認識しております、ここ数年の取り組みの成果だと考えています。

関係機関の間で、身寄りのない人がいる、ではセンターに相談しよう、という流れが定着してきていると、市もセンターも実感している状況です。

また、毎年地域連携ネットワーク協議会という会議でも、関係機関の方を講師にして、事例検討であったり、連携方法の研修も行っておりますので、そうした成果が、調査にも反映しているのではないかと感じております。報告は以上です。

○小泉会長

ただいまの報告に、質疑ございませんでしょうか。

私から質問なのですが、報酬助成の金額について、増額されているということでしたが、こちらは市の実施要綱だとおそらく助成の上限額が、家裁の審判額で出されてるという理解で合っているでしょうか。

○川合高齢福祉係長

ほぼそういう状況です。

○平塚主任相談支援員

増えてきている事例がありました。

○川合高齢福祉係長

はい、実はつい最近、そういった状況が見られ始めたので、複数市に状況を確認したところ、やはり要綱上、限度額を設定しているため、そこを超えるならば、要綱自体を考え直す必要があるという話になりますので、家裁の動向は、市やセンターでも注視しているところです。

○小泉会長

弁護士会でも助成額を超えた審判の報酬額が出されているケースが何件か見られたようで、やはり同じような傾向があると思いました。

○四條健康福祉部長

今、小泉会長がおっしゃられたように、ここ数年で、成年後見制度の利用支援事業に関する家裁の報酬額が、どんどん上昇いたしました。

これ自体、元々の報酬額が低かったという考え方も当然ありますが、我々はあまり聞いていないですけれども、背景のようなものを耳にした方がいらっしゃれば、参考に教えていただければと思います。

○小泉会長

新書式になって、裁判所が身上保護の観点で、例えば何回面談しているか、どういう活動をしているかを、細かく把握できるようになって、それを家裁が見て判断をしているというふうには、背景事情として聞いています。

○四條健康福祉部長

そうなりますと、新書式前は、報酬額が低かったという意味ですよね。

正直、私が関わりを持ったとき、4年少し前は、大体1年間、12万円程度だったかと思います。単純に言うと、ひと月1万円なので、今の報酬額が著しく高いということの評価してるわけではありませんが、一方で先程お話が出たように、当市の要綱の中で月額いくらと決めており、1年間にすると上限額で在宅の方が33万6,000円となります。この金額も、これまでの家裁とのやりとりの中で設定されている金額であるにもかかわらず、それを家裁はわかっているはずなのに、それを超える金額を出すというならば、その前に家裁からご相談があつてしかるべきかなと思いますが、どうやらないと。連携がどうなのかなというふうに、感想としてはありますので、今後このあたり、要綱の見直し含めて取り組んでいかなければいけないのかなと思っています。

○森田委員

以前は、財産管理の、管理する財産の大きさによって、かなり報酬の金額に反映した部分はあったかと思います。

ただ、昨今様々な親族からの批判や、後見事務の内容などを含めて、家裁もかなり見直しを迫られたという状況ではあったかと思います。

それも踏まえて、報酬の基準については、かなり長く最高裁でも検討してきたようでした。そういう中で、身上保護の部分がある程度重視するという内容に切り換えたことが、かなり大きいのではないかなと思われるます。

今は、意思決定支援の点も踏まえた報酬決定が、おそらくされているのではないかと思います。

個人的に、千歳の後見人をやっていますが、この利用支援事業を使っています。

今回、家裁に算定していただいた報酬額より、千歳市の助成額は、若干少なく決定されていたので、それは各市町村においての状況だと思います。報酬について、ある程度裁判所によってばらつきがあることは、どうなのかということもあると思います。

報酬決定は裁判官の専権事項で、それに対する不服申立てはできないという内容のものなので、はっきりと月1万円×12ヶ月というふうには、今のところなっていないのではという気はしております。

○小泉会長

先程、森田委員がおっしゃったように、裁判所に対して身上保護面の報酬の考慮が甘いのではという意見があって、確か令和4年から6年くらいに、最高裁の方で、こういう方針で報酬基準を定めます、というものが出ているはずです。

その中で、例えば虐待対応など、様々な身上保護の面が特に大変な場合には増額するという方向性での最高裁の考え方が出されたという面と、あとは助成額を超える部分について言うと、私は裁判所の職員ではないのでわからないところがありますが、おそらく本人財産から一定程度出せるのではないかと、財産額との兼ね合いの部分があるのかと個人的に思いました。

他になければ引き続き、事務局からお願いします。

○川合高齢福祉係長

7頁をご覧ください。項目3「その他の活動状況」、(1)「成年後見制度普及啓発」について、年1回、一般市民向けの講演会を実施しています。

令和7年度は、11月15日に開催し、山口県萩市で法律事務所をされながら成年後見センターの理事長をされている、弁護士山口正之さんを講師にお迎えしました。

講演内容は、成年後見制度の概要や事例解説のほか、長年障がい者支援に携わってきたご経験を踏まえて、当事者事例や意思決定支援について学びました。参加人数は89名となります。

参加者からは、専門的なお話で勉強になったなどの意見がありました。

次に、(2)「市民後見人フォローアップ研修」について、年2回開催しております。

受講者は、これまで市民後見人養成講座を受講し、現在も登録のある方となります。

第1回目は、6月18日に開催し、21名が参加しております。

講義内容は、SMB Cコンシューマーファイナンス株式会社の谷崎大治郎さんをお迎えして、特殊詐欺の状況や、近年増加しておりますインターネットの架空請求詐欺やSNS型投資詐欺について学びました。

また、研修では市民後見人候補者同士のグループワークも行い、普段の後見支援員としての活動や、市民後見人の個人受任について情報共有を行い、参加者同士の交流をはかりました。

参加者からは、とても楽しかった、また機会があれば参加したいという意見がありました。

第2回目は、昨年8月28日に開催し、21名が参加しております。

1人目の講師は、東京大学大学院の東特任専門職員を講師として、国の法制審議会の状況を踏まえた、法定後見の終了や成年後見人の解任など、国の状況を解説していただきました。

2人目の講師は、北海道文教大学の當瀬教授をお迎えして、脳の仕組みや、認知症の方の脳の状態などを解説していただき、認知症への理解を深めました。

参加者からは、国の動向や認知症について学ぶべきことができてよかったという意見がありました。以上で資料1の報告を終わります。

○小泉会長

ありがとうございます。他に質疑がなければ、この報告は終わりますがよろしいですか。

(質疑なし)

それでは、報告事項イ「令和7年度中核機関の受任調整等の状況について」、事務局から報告願います。

○成田相談支援員

資料2「中核機関の受任調整等の状況について」をご報告する前に、受任調整会議について簡単に説明させていただきますと、受任調整会議とは、外部の委員である、弁護士、司法書士、社会福祉士、介護支援専門員、就労相談員、行政職員で構成されており、事務局内部で事前に協議して決めた候補者等の案をもとに、委員の方々に、候補者が適切かどうかなどの内容を会議してもらい決める場となっております。

では、8頁をご覧ください。まず、第1回会議では、審議人数は1名、社協受任となります。

第2回目は、審議人数は1名、社協受任となります。

第3回目は、審議人数は3名、社協受任が2名、市民後見人受任が1名となります。

9頁をご覧ください。第4回目は、審議人数が3名、社協受任が2名、市民後見人受任が1名となります。

第5回目は、審議人数が2名、社協受任が2名となります。

10頁をご覧ください。第6回目は、審議人数が3名、一般社団法人の受任が1名、社協受任が2名となります。

第7回目は、審議人数が4名、社協受任が2名、市民後見人受任が2名となります。

報告は以上です。

○小泉会長

ありがとうございました。ただいまの報告に対して質疑等いかがでしょうか。

○森田委員

受任調整会議の件数の多さに驚いているところです。その中で、市民後見人の受任が4名ということで、受任が増えていることも素晴らしいと感じています。

1点確認ですが、No.11の一般社団法人の受任は、事前に社協から一般社団法人の方に、申立てをする際に、候補者として推薦して、申立てされた事例かとは思いますが、この一般社団法人とは、どういう法人なのか、参考までに教えてください。

○平塚主任相談支援員

札幌にある一般社団法人で、社会福祉士2名と事務の方で運営している法人になります。

この方は、妹さんが札幌にいて、頻繁に札幌と江別を行き来されていましたが、それが難しくなってしまうと、妹さんの自宅近くの施設に移して欲しいという希望がありました。

そうなりますと、社協の受任が外れてしまうため大丈夫か確認したところ、大丈夫というお話でしたので、まず、その施設で後見人をされている方に打診しました。

しかしながら、その方から報酬額が低いと受けられないと返答があり、困ってこちらの一般社団法人に打診したところ、この施設は事務所からも近く、全然大丈夫ということで引き受けていただいた経緯があります。

○小泉会長

その一般社団法人さんは、もう事前に何件か裁判所から受けられてますか。なぜお聞きしたかと言いますと、おそらく社団法人が受ける場合は、決算書など色々な書類を裁判所に出さなければいけないと思います。それで、事前にそういったやりとりもあったのかと思いました。

○平塚主任相談支援員

確か平成25年か24年くらいに開設された法人で、のべ件数としては、30件から50件程あるような法人なので、そこは大丈夫かとは思いますが。

○大桃委員

今の話で感じたことなのですが、例えば、こうしてエリアが変わってしまって、引き継がざるをえないことはあると思うのですが、そのエリアの成年後見支援センターに打診するという選択肢は、今のところはないのでしょうか。

○平塚主任相談支援員

おそらく、札幌だと社協の法人後見はやっていないはずで、確か市民後見人が2名体制で、受任されていたはずで。

これが、北広島市、千歳市、岩見沢市の社協さんなどの場合、私達のようにセンターがあるところであれば、センターの方にまずご相談するという流れになると思います。

○大桃委員

エリアによってということですね。

○平塚主任相談支援員

そうです。

○小泉会長

ありがとうございます。

他になければ、以上で報告事項に対する質疑を終了したいと思います。

それでは、(2)協議事項のア「江別市成年後見制度利用促進に係る中核機関の運営方針（案）」について、事務局から説明をお願いします。

○川合高齢福祉係長

資料13頁をご覧ください。「江別市成年後見制度利用促進に係る中核機関の運営方針（案）」について」ご説明いたします。

当運営方針は、令和4年3月に策定した「江別市成年後見制度利用促進に係る中核機関設置要綱」に基づき、中核機関の効果的かつ円滑な運営のために策定しているものとなります。

中核機関設置後、令和7年3月に第2期江別市成年後見制度利用促進基本計画が策定されたことに伴い、令和7年度に一部内容を修正し、見直しをしたところです。

今年度は、昨年度の方針と変更点はございませんが、改めて概要をご説明させていただくと、14頁の(1)「地域連携ネットワークの運営」、15頁の(6)「受任調整」、(8)「成年後見人等への支援」については、中核機関設置以降に、強化した機能となります。

説明は以上です。

○小泉会長

ただいまの説明に対しまして、質疑等いかがでしょうか。

特になければ、中核機関の運営方針については、このとおり了承されたということでよろしいでしょうか。

(異議なし)

続きまして、「令和8年度中核機関運営業務等事業計画書（案）」について、事務局から説明をお願いします。

○川口センター次長

17頁の資料4をご覧ください。初めに「中核機関運営業務」についての項目1「業務に対する基本的考え」といたしまして、判断能力に不安のある方が自分らしく安心して暮らし続けられるよう、成年後見制度や、日常生活自立支援事業を中心とした権利擁護支援の充実を図ります。

そのために、成年後見制度、その他権利擁護支援に関わる専門職団体、関係機関及び地域の関係者等と連携を図りながら、効果的に事業を進めてまいります。

また、市民後見人を養成し、研修や助言を通じて活動を支え、地域の担い手として育成していきます。

次に、実施内容の(1)「相談対応及び利用支援」として、成年後見制度や権利擁護に関する相談に幅広く対応します。

(2)「成年後見制度市長申立ての支援」として、親族がいないなど、申立てが難しい方について、市と連携し必要な情報収集を行い、円滑な申立てを支援します。

(3)「市民後見人の活動に対する相談支援及び業務管理」として、市民後見人が安心して活動できるよう、定期面談や随時相談を行います。

また、4ヶ月ごとに業務内容を確認し、適切な後見活動が行われているか、業務管理を行います。

18頁に移ります。(4)「市民後見人の活動紹介」として、市民後見人の役割を広く知っていただくため、ホームページや出前講座などで活動を紹介します。

(5)「市民後見人候補者の登録・管理」として、市民後見人登録者名簿を作成、管理し、登録者の継続について意向確認を行います。

(6)では、利用支援を行う案件において、受任調整、受任候補者が決定していない場合に、成年後見人等の受任調整を行うための受任調整会議を運営します。

(7)「成年後見人等の推薦」については、受任調整会議の結果を踏まえ、家庭裁判所へ候補者を推薦します。

また、本人の状況や必要な支援内容の情報を、家庭裁判所に提供し適切な選任につなげます。

(8)では、成年後見人等への相談支援として、親族後見人をはじめとした成年後見人等が安心、適切に後見活動に取り組めるよう、相談支援窓口の周知や相談しやすい環境整備に取り組むとともに、本人を支える支援チーム結成の支援調整を行います。

また、親族等が不適切な後見事務を行うことがないよう、家庭裁判所等と連携し、サポートします。

(9)「地域連携ネットワークの運営」として、地域包括支援センター、障がい者支援センター、医療、介護の機関、生活困窮者自立支援機関、専門職、家庭裁判所などと連携し、地域全体で権利擁護を支えるネットワークを運営します。

(10)では、家庭裁判所との連携として、受任調整や成年後見人等支援が円滑に進むよう、家庭裁判所との連携体制と、信頼関係の構築に取り組みます。

(11)では、日常生活自立支援事業との連携として、社協が行う各事業と連携し、必要に応じて成年後見制度へ切れ目なくつなげます。

19頁に移ります。項目3「スケジュール」につきましては、資料22頁に、年間予定表を記載しておりますので、後程ご参照願います。

項目4「実施体制」に移ります。中核機関相談支援員の配置は、主任相談支援員1名、相談支援員2名の計3名体制で、業務を実施いたします。

なお、これまで3名の相談支援員の他に、1名の非常勤職員を当センターに配置し、4名体制で業務を行っていましたが、本年6月に1名の非常勤職員を新規採用し、計5名の体制となっています。

次に、市民後見人フォローアップ研修開催運営業務に参ります。

「市民後見人フォローアップ研修開催運営業務」では、市民後見人の資質向上と意欲維持のため、年2回の研修を実施します。

20頁に移りまして、本年度、1回目の研修はすでに実施しておりまして、6月3日に札幌市白石区にある就労継続支援B型事業所こころカ・プロダクションのスタッフメンバー、合わせて7名を講師に迎え、精神障がい基礎知識と、精神障がい者の方との関わり方について学びました。

第2回目の研修は、12月9日に開催予定で、東京大学大学院特任専門職員の東啓二氏を講師に招き、成年後見制度利用促進基本計画に沿った制度の動向等を学ぶとともに、個人受任の動機づけにつながる内容の研修を予定しています。

その他、道社協が主催する市民後見人向け研修等を情報提供いたします。

次に、「成年後見制度普及啓発業務」について、市民が成年後見制度を身近なものとして適切に利用できるよう、チラシの作成、市民向け講演会、出前講座などを実施します。

なお、市民向け講演会の開催は、資料では11月中旬の実施となっておりますが、11月6日金曜日に開催を予定しています。

これまでは、本講演会は土曜日に開催していましたが、今回は、一般市民の方だけでなく、関係機関の職員が業務として参加しやすいよう、平日開催へと変更いたしました。

また、内容につきましても、従来は講師による一方向の講演形式が中心でしたが、今回は、市内の司法、医療、福祉などの専門職などによるパネルディスカッションを企画しています。

市内で日頃から支援に携わる専門職等が、身近な事例を交えながら、制度のポイントや実際の連携を語ることで、成年後見制度の理解をより深めていただくことをねらいとしており、併せて関係機関が連携しながら、本人を支える地域の体制を、参加者の皆様に、自分ごととして実感していただければと期待しているものです。

説明は以上となります。

○小泉会長

ただいまの説明に対して質疑等、いかがでしょうか。

○森田委員

昨年度の事業計画と今年度の事業計画について、ほぼ同じ内容になってるかと思います。

今年度、改めて新しいことを行うことは、多くの後見事務を行っている中で大変なことかと思えますので、内容を充実したものにされるのかなと思えますが、先程の講演会のように、ここだけは昨年と違う、何か特徴がある部分があれば、もう少し聞かせてもらえればと思います。

○川口センター次長

基本的な業務の進め方は前年度を踏襲しているということで、基本的には変わりございません。

先程のご説明のとおり、市民向け講演会については、改めた内容で現在、企画しているところでございます。

また、今年非常勤職員が1名増員したということもご説明させていただきました。

事業内容の進め方としては大きく変わりませんが、この職員につきましては、社会福祉士、精神保健福祉士、介護支援専門員などの資格を有しており、福祉施設などでの勤務経験もございます。

そういった職員を採用できましたことから、現在増加しております相談対応、また法人後見の業務も、すごく増えてるところでございまして、これらを担ってもらうというボリュームの面で、例年よりもさらに業務を進めていくことができるのではないかと考えております。

○小泉会長

ありがとうございます。他になければ、協議事項のイ「令和8年度中核機関（江別市成年後見支援センター）運営業務等事業計画（案）について」は、原案どおりということによろしい

でしょうか。

(異議なし)

それでは、事務局から連絡事項等ありますか。

○山本介護保険課長

次回の運営協議会開催は、令和9年2月頃に中核機関の活動状況の報告を予定しております。
どうぞよろしくお願いいたします。

○小泉会長

その他の事項について、各委員からございませんでしょうか。よろしいでしょうか。
それでは、本日の日程すべて終了いたしました。以上で会議を閉会いたします。
ありがとうございました。

以上